

第7章 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

現状と課題

- 近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会にあって核家族化、地域社会の連帯の弱体化などによる家族機能の低下が要因として考えられます。児童虐待は、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる恐れもあります。このため、早期発見・対応、治療・援助、リスク重複の予防・援助が必要であり、関係機関の連携、体制の整備、専門性の向上などが求められます。

また、児童福祉法の改正により、今後は市町村が専門の相談員を配置し、相談業務を担うことになりました。特にノウハウや知識の集積を進め、予防、発見、通告など適切な対応につなげていくためのネットワークづくりが必要です。

また、現代的な権利侵害として、携帯電話やパソコンを悪用した児童の性的虐待が増加しており、性教育や相談体制の充実とともに、1995年5月に公布された「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の周知・徹底が求められます。

- ひとり親家庭は近年増加傾向にあります。これらの家庭は各種援護が必要な状況にあり、このようなひとり親家庭の中の子どもも平等で健康に育つ権利を有しています。親自身、自立していく姿勢が大切であることはもちろんですが、地域住民も既成の概念や偏見をなくし、子育てに支援、協力する必要があります。
- 心身の発達の遅れがある子どもへの支援については、乳幼児健診などでの早期発見、医療機関での早期治療、療育機関での早期療育などの施策を実施しています。また、太陽の家児童デイサービスセンターにおいては、就学前児童が利用し、理学・作業・言語聴覚士による訓練と、臨床心理士による心理療法も取り入れ、集団、個別及び単独の保育を実施しています。

しかし、広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー障害など）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などは特別な支援が必要ですが、専門的な療育機関が遠く、定期的な通院は困難で、保護者の負担も大きい。そのため、市内での療育の場の充実を求める声も多くなっています。このため、保育園や幼稚園での障害児の受入れ体制の拡充や障害児をもつ親の精神的負担への支援、就労の問題などが課題となっています。

1. 児童虐待防止対策の充実

施策展開のポイント

▶ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の協力体制の構築を図り、児童虐待防止ネットワークが有効に機能するように協力関係の強化に努める。

また、専門性の向上を図るための研修等について、県や関係機関との連携の下に推進していく。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
家庭児童相談体制の充実	→専門職の相談員を配置し、家庭児童相談体制の充実を図る。	A	A
母子保健事業(すこやか親子21)との連携	→各種健診などの機会を利用したケア体制の確立	B	A
関係機関の連携	→地域、福祉事務所、児童相談所、健康管理センターなどの関係機関との連携を図る虐待防止ネットワークの活用	A	A
指導体制の充実	→虐待の当事者などへのリハビリテーションや社会復帰の援助	B	A

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策展開のポイント

▶ ひとり親家庭等の自立支援の推進

就業支援や生活支援を通じて、ひとり親家庭等の自立を支援していく。特にひとり親家庭の就業面においては、民間事業所に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を検討していく。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
母子、父子、未婚などのひとり親家庭への支援	→相談しやすい体制の整備	B	A
	→母子自立支援員、民生委員児童委員、高齢者などの協力によるひとり親家庭への情報提供の推進	A	A
	→児童扶養手当、就学援助奨励費、医療費助成などによる経済的支援の充実	A	A
	→父子家庭の現状把握と支援内容の検討	C	B

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
	→同年代の民生委員児童委員の確保	C	B
	→雇用の安定のためにハローワークや雇用主と連携した支援の検討	B	A
	→就業者の公的資格などがとれる休日や夜間講座の充実	A	A
子育て環境支援が必要な家庭への対策	→出生、健診、予防接種などの機会を利用した早期把握と支援の促進	A	A
	→子育て総合支援センターと関係機関との連絡調整機能の充実	A	A
	→経済的支援の実施	A	A
	→子育て中の病弱者、祖父母、ひとり親の各世帯などへの介護人派遣制度の検討	A	A
サポーターによる支援	→子育てサポーターによるひとり親家庭などへの支援促進	B	A

3. 障害児施策の充実

施策展開のポイント

▶ 障害児施策の充実

保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるように、専門的・広域的な観点からの支援を行う。また、育成医療の給付や障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療の提供を図る。教育支援体制についても充実を図るため、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援に努める。

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
早期発見体制の充実	→妊婦、乳幼児健康診査などでの早期発見体制の充実	A	A
療育支援体制の整備	→発達支援室の整備検討	C	A
	→乳幼児～学童～成人の一貫した支援体制の推進	C	B
	→太陽の家児童デイサービスセンターの充実	A	A
	→市立敦賀病院の専門的治療と療育相談の検討	C	B
	→子どもの就学支援と健常児との保育の推進	A	A
	→保育と療育を併せ持った総合療育の整備	B	A

主要施策	事業内容	計画期間中の実施状況	
		H17～H21	H22～H26
相談体制と情報提供体制の整備	→療育についての総合相談窓口の設置検討	B	A
	→各関係機関との連携による療育に関する情報提供体制の整備	B	A
障害児も気軽に参加できるシステムづくり	→児童文化センター、子育て総合支援センター、公民館、児童館などでの障害をもつ子どもが気軽に利用できる場づくりと体制の確立	B	A

